

## 災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を締結しました

令和3年5月26日岐阜市役所にて、岐阜市と岐阜市社会福祉協議会（市社協）が「災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定」の締結を行いました。

この協定は、災害ボランティアセンター（※）の設置・運営や、平常時における訓練・講座等の開催など、災害時における協力体制の構築等を定めたものです。

協定の締結により、災害時に岐阜市と市社協が連携して、迅速に災害ボランティアセンターを設置するとともに、スムーズなボランティア活動を推進・支援することが明確になりました。

災害ボランティアセンターの設置・運営や、早期の復旧・復興、防災啓発活動に取り組むために、より一層市民のみなさま、岐阜市、市社協が協力できる体制づくりに努めてまいりますので、今後とも皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

### ※ 災害ボランティアセンター（VC）とは

災害 VC は、災害時に設置される被災者を支援するための活動拠点です。

災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、岐阜市地域防災計画に基づき岐阜市と協議の上、岐阜市社会福祉協議会が災害 VC を設置します。

被災地でのボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアを必要とする人と、ボランティアをしたい人の想いをつなぐ場所です。



協定を締結した柴橋正直市長（左）と神田定夫会長（右）